國學院大學学術情報リポジトリ

過疎地域と神社をめぐる実態調査研究史

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 冬月, 律 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000995

過疎地域と神社をめぐる実態調査研究史

冬月　律

1．問題意識―神社界における過疎問題―

昭和三〇年代以降の高度経済成長に伴う農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心として大きな人口移動が起こり、都市地域においては人口の集中による過密問題が発生する一方、農山漁村地域では住民の減少によって地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障を来たすような、いわゆる過疎問題が発生した。

この戦後の経済的発展や社会の安定による急速な都市化や過疎化など、社会構造の変動が大方の社寺の活動基盤の変容を余儀ないものとし、とくに伝統的村落型社会におけるもっとも中心的な信仰（氏神信仰と祖先信仰）[1]は、氏子組織の弱体化に伴い地域住民との関係を弱めることになった。

神社新報創刊六十周年記念出版委員会編　神社本庁総合研究所監修の『戦後の神社・神道――歴史と課題』（平成二二年）によると、神社神道は、戦後の復興期を経て、根本的な変化が起こり、その現れが都市化と過疎化に伴う地域社会の変容であるとし、それによって従来の氏神神社と氏子の関係を変容させ、さらには氏子の氏神離れ、氏子意

識の希薄化[2]は多様な現象となって現れている【神社新報社 2010：262 - 263】と述べられており、戦後の社会変動が、地域社会と神社神道の変化とともに意味をも変容させたことが指摘されている。また、同書では、神社を継承発展させていくために、改めて日本人にとって神社とは何であるのか、信仰とは何であるのかなどの本質を問い直す必要がある【前掲書 2010：227】とし、日本人と神社との関わりを根本から見直すことへの重要さが言及されている。

以上のことを鑑みて、過疎地域の神社が抱えている問題（主に氏子の減少、氏子意識の変化[3]などに起因する）は、①村の祭りの衰退、②神社合併問題、③氏子組織の崩壊[4]、④伝統行事からイベント（不変から変化）への移行、⑤後継者問題[5]などに分類することができよう。

このような問題に関する事例[6]を挙げるときりがないので、ここでは近年特に懸念されている事象と思われる後継者問題について少し触れておく。地元出身者が退職後、神職資格を得て、地域神社に奉仕することは、地域の氏子らにとっては安心感を与え、これが後継者問題に対するひとつの解決策と考えられている。しかし、実際のところは、奉職した時点ですでに高齢者であるために、根本的な対策とはいえず、短絡的な問題解決という印象を拭えない。逆に、いくら若くてやる気のある神職であったとしても地元出身でない者が地域の神社に奉職することもまた困難な状況にある。このようなことから、高齢者の神職が後継者となることは、神社界全体としては、長期的かつ根本的対策にはなり得ない。地域神社としてはそのような一時的措置でもいいといったジレンマを抱えている。神社界が置かれている現状は、過疎化によって集落の消滅が急激に進むなかで、そこに祀られる氏神神社も地域から消滅していく（合祀を含め）ことから、氏神信仰そのものが揺らいでいると思われる。

本論は、右にみてきたような問題点に視座を置き、過疎問題と神社神道の関係をこれまでに行われた実態調査から考察することを目的とし、その全体作業の一部をなすものである。なお、過疎と反対の過密は、表裏一体のようなも

のであるため、必要に応じて論じる場合があることを先に断わっておきたい。

2．『神社新報』が報じる過疎問題

宗教と過疎問題に関してはこれまでの研究業績のみならず、宗教専門紙でも確認することができる。筆者の調査によると、神社界における過疎問題への関心と取り組みについては、『神社新報』で広く報じられてきたことが確認されている。無論、神社新報における記事には本論で扱う過疎地域神社の実態調査内容にも触れている。したがって、本節では、本題に入る前に、神社界では過疎をどのように捉えているのかについて調査結果から簡単に触れておきたい。[7]

調査結果からは、過疎地域における神宮大麻頒布数の減少に不安の声が出ていることが確認できた。ただ、神道では伝統文化の喪失に対する懸念を訴えるなど、経済的不安が伝統文化に及ぼす影響を絡めての記事が多かったことに注目したい。例えば、「伝統文化継承の旨を各団体へ送り、訴える」（2008.9.15）、「伝統祭りの衰退、担い手・神輿担ぎ手不足などを真剣に問題として受け止め、対策が必要であると述べる」（2008.9.15）、「神宮大麻頒布モデル支部対策担当者会での議論を扱った記事が多数ある」（2008.10.6）など。ほかにも多数の例が挙げられるが、紙幅に制限があるため、全ての記事を挙げることは控える。

一方で、「過疎化が神社神道にどのように影響を与えたかについては、社会科学的な意味での実証的な研究が存在しない」【石井 1998：67】と、石井研士國學院大學神道文化学部教授も言及するように、神社界では協議会や研究会で度重なる議論が行われた割には他教団（日蓮宗・浄土真宗・曹洞宗）が行っている実態調査（過疎地寺院）・研究

の実践があまりなされていない（無論、特定地域における調査や昭和五〇年から進めている神社振興対策、不活動神社調査などの報告書は除く）。そのような石井の指摘を踏まえて調査では、神社界がこれまでに取り組んできた過疎対策の記事内容を、（過疎）対策・（実態）調査・モデル支部対策・教学研究大会・連絡協議会といった五つの項目に分類し、記事内容から神社界がこれまでに過疎問題に対する取り組み内容を項目ごとに整理した。その結果、①過疎対策の場合、共同体再構築に向けた神社・神職の役割を再検討、不活動神社対策（文化庁との合同調査を含む）など、②実態調査の場合は、新潟・山口・埼玉・山形における後継者調査など、③モデル支部対策の場合、祭り振興や神職意志昂揚、神宮大麻増頒布、モデル神社宮司研究会など、④教学研究大会の場合、神職子弟「求められる人材」、人材育成と社会的役割、神社と神社人にできることは何かなど、⑤連絡協議会の場合、奉賛活動の継承などの活動が中心となって過疎化対策に向けて施策と課題の理解を深めていることが分かった。

2.1 過疎問題について

神社界の専門紙である『神社新報』の昭和四三年八月三一日付の記事によれば、同四二年の経済審議会の地域部会で定められた定義を利用している。つまり、過疎とは、過密に対していわれる概念で、「都市への激しい人口移動の結果、一定の生活水準を維持することが困難となった状態」であることを指摘されている。ここでいう「一定の生活水準」というのは、学校、消防団、村役場と云った共同社会が、その機能を果すに必要な機構を基礎として考へられるが、その中には、氏神様を中心とする信仰集団の一定の活動をも含んでいる【神社新報、1968】と述べられている。

この過疎問題の中には神社を中心とする信仰集団の崩壊という問題をも含んでおり、たとえば、高知県における代表役員欠除神社の発生であるとか、そこまで過疎の進行によって神職の兼務社増加問題が提起されて来ていることも

予想されている。すなはち「郡市への激しい人口移動の結果」として氏子数が激減し専任神職は勿論、兼務神職すら招聘し得ない状態になったのが代表役員欠除神社の発生であり、専任神職の補充が出来ぬまま近隣の神職に兼務を依頼する例は少なくない。このような例は農山村、特に都市へ流出し易い条件を持つ山間部の村々において共通する点であることも指摘している【神社新報、1968】。

このように、過疎によって様々な問題が発生し、過疎問題の処理が急を要する中、如何に対処すべきかを重要課題として捉え、いま早急な結論を出すことは出来ないとしても、安易な対策構築もまた危険であり、まずは実態把握が必要であるとする神社界の対応が記事内容からみてとれる。以下では関連記事の一部を紹介しよう。

「教化対象たる氏子自体が都市へ移動して、居らなくなるのであるから、単に神職の激化活動の活発化のみを以て解決しようと考へても無理とであらう（中略）ただ、現時点における神社界の関心事たる過疎問題の解決については、まづ過疎地帯における神社の実態を正確に把握することから始められねばならぬ。過疎の実態は詳細に見るとき千差万別である。これを概観的に処置することは、施策の効果を「無」たらしめる。従って個々の神社における信仰集団の崩壊過程を明らかにし、その要因を個別的に整理する必要があらう。幸ひ神社本庁においては今秋数地区を選んで、過疎の実態調査を行ふ。過疎問題の処理は急を要する。しかしその前提として、科学的にして詳細なる調査現状分析がなければならぬ。神社本庁の徹底的な実態調査に期待するものである。」

【神社新報、昭和四三年八月三一日付け】

このやうな問題に対しては、原則的対策のほかに、個々のケースに応ずる策も設けられねばならず、神社本庁

ならびに神社庁としては、よほど慎重な検討がなされねばなるまい。まづ実態調査から着手するのは当然のことであるけれども、この調査が単に形式的な、いい加減のものとならないことを、第一に要望しておきたい。

【神社新報、昭和四五年一〇月一二日付け】

神社本庁がいま手をつけた過疎地区神社の問題は、現実に早急の対策を心要とする。正確な実態調査を一日も早く終へて、関係地方への適切な指導方策をしめすことは、きはめて心要であり、かつ急を要する。しかし、それと同時に、単に緊急当面の問題の対策樹立だけでなく、もっと抜本的な立場からの多数の極小規模神社の運営維持の問題を、あはせて検討してほしいと思ふ。それはもちろん、決して短期に解決しうる問題ではないが、また決して現在のままに放置されてゐてよい問題でもない。

【神社新報、昭和四五年一〇月一二日付け】

3．実態調査の資料について

神社本庁調査部では昭和四七年以来毎年、過疎地帯神社の実態調査を行っているが、いわゆる組織的かつ大規模な実態調査[8]（報告書としてまとめられているものに限定）としては、神社本庁『過密と過疎地帯の神社の実態調査』昭和四四年と『過疎地帯神社実態調査報告』昭和五二年、兵庫県神社庁『過疎地帯（但馬地区）の神社実態調査報告書（一）』平成一〇年、同『神社実態調査報告書（二）―摂丹地区編―』平成一二年の四点に限られる[9]。昭和四四年の報告書では、神社本庁が過密と過疎地帯を五グループに分けて、一県から一五名の代表に神社庁に集まって報告してもらい、全調査の終了後、それぞれの地域に応ずる神社の実態と対策に関する内容が述べられている。次に、昭和五二

年の報告書は、昭和四七年から昭和五一年に亘って、高知県、福島県、島根県、鹿児島県、岩手県内の神社を対象に各地の神社庁と合同調査が行われ、その結果を報告書としてまとめている。

一方で、兵庫県神社庁の調査をみてみると、兵庫県神社庁では平成一〇年に但馬地区、平成一二年には摂丹地区を対象に行った実態調査の報告書を刊行している。調査は基本的に過去の神社本庁の調査方法を踏襲した形で、新たに調査項目の細分化を試みている。調査範囲が、兵庫県の地域一部に限られてはいるが、現況報告だけでなく、調査報告の後半部に「小規模神社の実態や将来に対する展望」と別枠を組んで神職の意見や対策をもまとめている。

これまでの調査研究は、いずれも過疎地帯神社の対策構築を目的として実施されたものであるが、その結果のほとんどが現状把握に留まっており、具体的な対策構築の展開までは至らなかった。しかし、そもそも調査の目的が現状把握にあるとし、過疎問題を深刻に捉え、地域神社を対象に綿密な調査を行い、実情を踏まえた上で課題と展望を提示している点では、今後の実態調査の指標として十分価値があると考える。

4. 過疎地帯神社の実態調査の展開

本節では、過疎地帯神社の実態調査がどのように展開されているかを調査報告書にもとづいて概観していく。ちなみに、紙幅に制限があるため、各調査報告における結果の詳細は省略する。

4.1 二万神社の実態調査から

まずは、神社本庁による「過疎地帯神社実態調査」の前身となる「神社実態調査」を『神社新報』から概観する。

神社本庁では、去る昭和廿九年、今後の事務、教化に必要な斯界の現状を把握するため各神社庁に対して全国神社実態調査を依頼し、この程廿四府県から調査表の一部が到着したので、今次の評議員会の発表に間に合はすべく目下集計を急いでゐる。調査提出神社数は約二万で、八万六千神社の約四分の一になってゐるので、この統計からほぼ全国神社の実態が推測される。

【神社新報、昭和三二年五月二五日付け】

右の記事では、全国の神社を対象にした実態調査は、三六府県が実施の回答を寄せているが、最終的に回答が得られたのは二四府県であったと述べられている。また、結果は調査表に基づいて、一五項目（責任役員数、兼務神社数、神職数、神職以来の常勤職員数、社務所、会議、氏子崇敬者、大麻頒布数、備付書類帳簿、予決算、社入、例祭費、負担金、神職俸給、臨時造営費、財産現況）に分けて導き出された結果をまとめている。調査結果の内容については省略するが、ほとんどの神社では運営が厳しい状況にあることが窺えた。[10] ちなみに、調査表のうち、数字の記入がない部分や誤記などもあって、集計には困惑している面もあったとされるが、全神社数四二一四〇社（昭和二九年統計）のうち、一九五〇〇余の報告は、全体の約五割にあたり、調査当時の地域神社における全体の様子を把握するのに十分な資料であると考える。

4.2　実態調査の展開（1）―神社本庁の実態調査―

昭和四四年『過密と過疎地帯の神社の実態調査』

昭和四四年の報告書では、実態調査の主旨について以下のように述べている。

現在過密過疎の地域が急激に増加し、国政上にもむずかしい問題を投げかけてゐる。神社界にとつても、急激に住民の増加した地域では如何なる対策を採るべきか。これに対し住民が減つていく地域の神社では、その対策を如何にすべきかが問題になつている。この過密過疎の現象は、まだまだ現在進行中で、どこで止まるか予測出来ない。その過程にあるため、この実態調査についても五十年、百年先までを見通したものだとはいへない。そのためには現実に神社の置かれてゐる実態を正しく認識すること、これが第一。その上に立つての対策を立てるためにはどうしたらよいか、これが第二である。

【神社本庁、1969：はしがき】

神社本庁は我が国の過密と過疎問題が神社界に及ぼす問題を真剣に受け止め、神社の置かれた状況把握と、対策探求を目的として、過密過疎の代表として十数都府県（一五）の神社の運営面に主眼を置いた調査を実施した。また、調査結果は、全国神社庁教化委員会において対策構築に参考資料として提供された。こうした神社本庁の実態調査は、これから激動が予想される社会の変動に対応して組織的に取り組んだ初の試みであるといえよう。[11]

ちなみに、同報告書によればこの調査は、負担金賦課制度検討のための委員会組織とともに、神社本庁が本年度（昭和四四年）の重要事業として計画したものである。神社本庁の調査部の岡田部長は同小野参事と共に過密県・過疎県の代表とされる都府県について、昭和四三年一〇月から一二月にかけて、一〇月は過密地域を、そして一一月には代表的過疎地域および一部過密地域の神社を選び、重点的に調査が実施された【神社本庁、1969：1】と述べている。なお、神社本庁が選んだ過密過疎の代表都府県と対象神社は表1の通り。

一方、過密地域の調査について『神社新報』では、「人口減を示してゐる中心地区、新しく中心地化しつつある地区、

表 1.　神社本庁指定の過密過疎都府県と対象神社一覧

過密過疎の代表都府県と対象神社一覧（昭和43実施）			
過　密	東京都	10月8日	13区内の13社（新宿熊野神社にて）
	埼玉県	10月12日	7市内の8社（県神社庁にて）
	千葉県	10月18日	5市1町内の9社（同）
	愛知県	10月22日	5市3町内の12社（同）
	福岡県	11月26日	2市2町内の12社（同）
	兵庫県	12月2日	3市内の10社（同）
	大阪府	12月4日	3市1郡内の9社（生国魂神社にて）
合　計			7都府県内の73社
過　疎	山形県	11月4日	3郡ほかの6社（県神社庁にて）
	秋田県	11日5日	3郡内の7社（同）
	兵庫県	不明	4郡内4社
	島根県	11月12日	5郡内の6社（同）
	高知県	11月14日	2市4郡内の7社（天満天神宮にて）
	大分県	11月18日	4市7郡内の12社（県神社庁にて）
	鹿児島県	11月20日	2市10郡内の13社（同）
	佐賀県	11月28日	5市5郡内の10社（同）
	長崎県	11月29日	3市2郡内の7社（同）
合　計			9府県（重複県1県含む）内の72社

上表は『過密と過疎地帯の神社の実態調査』（昭和44年）をもとに筆者作成

周辺の人口増加地区の三グループに分けて調査、特に新しく移入してきた住民の氏子意識、祭典、神幸祭への協力の仕方、祭礼日の問題、大麻、神札の頒布数、氏子費の徴収方法、社頭の授与品目、どのやうな雑祭が多いか、団地をどのやうに氏子化してゐるか、その教化の仕方などの実情をきく計画。また過疎県では神社を維持してゐる基盤の崩壊しつつあるところで現在どのやうな対策が講ぜられてゐるか、今後どのやうな対策を立てたら良いかを中心議題に、山村、漁村、その中間過疎の三グループに分けて調査する。特に神職専任の困難になった地区の後継者の問題、神職相互間の扶助方法、氏子の全くゐなくなって維持できなくなった神社の合祀対策などを人口の推移状況や今後の推定人口などを資料にして協議する予定」【神社新報、昭和四三年一〇月一二日付け】であると述べられている。

右記で注目すべき点は、兵庫県だけが過密・過疎の両地域に含まれている点である。兵庫県内の過疎地域は現在も深刻な状況に置かれた地域であるとされるが、調査が行われた昭和四三年一二月の時点では「過疎」だけでなく「過

密」地域としても分類されていることが報告されている。兵庫県調査において過密地として調査が行われた一〇社のうち、八社の所在地が神戸市であり、残りの二社も神戸市周辺である。神戸市は兵庫県の中心部であり、調査当時も現在も過疎地ではない[12]。兵庫県のような事例は、今後、他の地域においても過密の中の過疎、または過疎の中の過密といった二重構造が生じることを端的に示しているものであると考える。

さらに注目すべきは、①調査当時の調査地が都市部の神社に集中している、②調査が行われた昭和四三年には過疎法（「過疎地域策対緊急措置法」昭和四五年制定）が制定されていない、の二点である。神社本庁の調査地選定からは、過疎法という法の制定が確立されていない状況において、県内の人口比率や市町村の数および経済状況などを考慮し、対策構築をも視野に入れていたことが分かる。また、昭和四三年に行われた調査結果を翌年にまとめた同報告書のはしがきに「事がらが多岐にわたることと紙幅の関係上、対策に関しては追って考へる」と述べられているところからは、既に次回（昭和四六年）の調査が予定されていることがうかがえる。後に詳しくみていくが、実際に、兵庫県神社庁が但馬地区を対象に神社の実態調査（平成一〇年報告書刊行）を行った際に昭和四四年の報告書の内容に触れていることや、但馬地区の様子がすでに昭和四四年の本庁の報告書に「但馬は全般に過疎になりつつある」【神社本庁、1969：24】と述べられていることからも、神社本庁の調査は、過疎地帯の神社における予備調査として十分な役割を果たしていることが分かる。

昭和五二年『過疎地帯神社実態調査報告』

次に、昭和四六年度より同五〇年度までに行われた『過疎地帯神社実態調査報告』を概観する。

いわゆる故郷離れした人々の心に祭の心が失われていくならば、これはわが民族の伝統的な精神基盤が失われてし

まうことにつながるとの懸念【神社本庁、1977：序】から、神社本庁が対策を構築するために、昭和四三年の秋、過密・過疎地帯の神社の実態を調査した。しかし、残念ながら現地に立った調査ではなく、事情聴取がメインであったために、大まかな事情は把握できたが、①現地事情の把握が不十分であったこと、②お宮や祭を護持する氏子地区の住民の声がなかったこと、などといった課題、つまり現地における細部に亘っての調査見聞とはいえない反省点も残ってしまった。こうした前回の調査報告と課題を踏まえて、神社本庁は昭和四五年に、改めて過疎地域の神社の祭祀や運営の状態を神社庁の協力を得て調査を行い、その報告を求めた。

調査は、昭和四六年度より五〇年度までの五ヵ年計画で行われた。昭和四六年度は予備調査として高知県をはじめ、同四七年度福島県、同四八年度島根県、同四九年度鹿児島県、同五〇年度岩手県の順に調査を進めた。

以下では調査内容を概観するが、各調査地の概観のうち、高知県については、①典型的な過疎地域として選定されている、②調査対象神社数が最も多い、などの理由から、詳細にみていく。ほかの調査地については、紙幅に限りがあるため、各対象調査地における実態調査内容を対象地となった理由と結果とを合わせて概観する。

（1）高知県（現地調査実施は昭和四七年三月一六日～同一八日）

昭和五二年の調査報告書によれば、昭和四七年の実態調査に先だって、神社本庁では、昭和四五年に、過疎県の神社の状態を照会し、全国的に大凡の現状把握を目的として、高知県における予備調査が行われたことが示されている。予備調査は、高知市商工会議所小会議室に大久保千子庁長、森下臣一副庁長、小松家継参事、小野調査部長が集まる中で、「最過疎県としての実態に対する振興対策と現地希望を聞き、将来の資料とする」【神社本庁、1997：1】を議題として、以下のような報告がなされた後、その内容について活発な議論が行われた。

報　告

高知県神社庁管内神社数　二，二〇七社
うち氏子数五十戸以下の神社数　約一，〇〇〇社
うち神職不在の神社数　約二〇〇社

次に、表2は、神社本庁が昭和四五に行われた予備調査の翌年に実施した過疎地帯神社実態照会の結果を表わしたものである。表に示されている神社数はすべて昭和四六年六月九日現在の集計した結果（その後の報告県なし）である。照会事項に関しては、

一、氏子数五〇戸以下の神社又は氏子崇敬者の無くなった神社
二、宮司欠員の神社
三、諸種の都合により祭祀の全く行われない神社
四、前三項及びその他の事情によって管理が放置状況にある神社

の四項目に分け、これらを回答用紙では、

一、氏子五〇戸以下
二、氏子崇敬者0
三、宮司不在（欠員）
四、祭祀不行
五、管理放置

六、運営困難
七、運営不可能

の七つに分けて回答を求めている。

本論では、高知県が典型的な過疎地であることを論点としているため、右の調査項目を、氏子五〇戸以下、宮司不在（欠員）、運営困難および不可能に限定して概観する。

ちなみに、報告書には、実態照会の結果、氏子五〇戸以下の神社数四，四〇六社の報告は、もともと五〇戸以下で創立された神社である場合は、過疎現象による対策神社として含まれないため、一三と報告されている奈良県と富山県のように一，〇〇〇と報告されている場合とがあるように、数には誤差が生じていると述べられている。しかし、氏子崇敬者0以下運営不可能に至る数字は比較的正確なものとみなしてよいとされている【神社本庁、1977：9】と述べられている。[13]

一方で、典型的な過疎地としての高知県を取り上げた記述は『神社新報』においても多数確認されている。

十数年前から高知県などの過疎県において宮司、即ち法人の代表役員が欠けたまま補充出来ぬ神社が現はれた、との実情が報告され、その対策に腐心する声があがってゐた。しかし、関東地区の如き大都市周辺地帯においても過疎現象が現はれ、宮司補充に苦しむ神社が数十社を以て数へられるやうになって、いまや全国的な現象として憂慮されるに至った。

神社本庁では、さうした神社が二百社にも及んでゐる高知県下において、既にアンケート調査などをおこなった結果、モデル地区を設定、いまこれが徹底的な実態調査と、解決策の検討、協議に当ってゐる。嘗つて神社本

表 2. 全国における過疎地帯神社実態調査回答一覧（昭和 46 年 6 月現在）

過疎地帯神社実態調査回答一覧

整理番号	地域名	氏子50戸以下	宮司不在（欠員）	運営困難	運営不可能	整理番号	地域名	氏子50戸以下	宮司不在（欠員）	運営困難	運営不可能
1	東京	23	−	−	11	24	京都	112	5	−	24
2	神奈川	19	−	−	−	25	大阪	ナシ	−	−	−
3	埼玉	29	−	−	−	26	兵庫	−	−	−	
4	群馬	−	−	−	−	27	奈良	13	−	2	1
5	千葉	−	−	−	−	28	滋賀	115	−	−	−
6	茨城	−	−	−	−	29	和歌山	−	−	−	−
7	山梨	−	−	−	−	30	鳥取	ナシ	−	−	−
8	北海道	−	−	−	−	31	島根	238	−	11	1
9	宮城	−	−	−	−	32	岡山	33	12	1	3
10	福島	68	−	−	3	33	広島	34	3	−	−
11	岩手	15	6	−	9	34	山口	−	−	−	−
12	青森	78	13	−		35	徳島	−	−	−	−
13	山形	28	1	−	1	36	香川	11	−	2	−
14	秋田	ナシ	−	−	−	37	愛媛	43	−	5	2
15	三重	−	−	−	−	38	高知	441	235	19	84
16	愛知	221	−	1	2	39	長崎	1	9	1	9
17	静岡	292	3	1	2	40	福岡	ナシ	−	−	−
18	岐阜	−	−	−	−	41	大分	751	36	2	4
19	長野	−	−	−	−	42	佐賀	ナシ	−	−	−
20	新潟	462	1	1	2	43	熊本	300	−	−	−
21	福井	15			8	44	宮崎	−	−	−	−
22	石川	ナシ	−	−	−	45	鹿児島	64	42	−	22
23	富山	約1,000	−	−	−						

上表は、神社本庁実施「過疎地帯神社実態調査」の結果に基づいて筆者が作成。

庁では、小規模神社対策としてこの種の調査をおこなったことがあったが、今回は更にこれを煮つめたいとしてゐる。まづ宮司不在神社の原因の究明、すなはち、神職の不足によるものか、宮司を置くだけの経営規模にないといふことであるか、その他の理由によるものであるか、等々、その原因如何が対策樹立の基礎とならう。

【神社新報、昭和四六年二月二二日付け、下線部筆者】

右の記事でも分かるように、過疎現象は数十年前から宮司や代表役員が欠員し、補充できないままの神社が多数存在していることが懸念され、さらにそのようなことが高知県によくみられている現象であることから、高知県を対象に調査を実施し、その結果をもって神社対策（主に小規模神社における運営、合併問題など）の基礎にしようとする神社本庁の意図がみてとれる。また、左記も同じく『神社新報』の記事であるが、一回目の実態調査をもとに高知県の実情を語っている（表2参照）。

一戸で「護持」の神社も　過疎現象とくに大きい高知

高知県下の状況についてみると、氏子数五十戸以下の神社が四百四十一社、宮司不在神社は二百三十五社、諸種の都合により祭祀の全く行はれない神社が十社。また、このうちで維持不可能神社が八十四社と、いづれも全国的に最高の数字を示してゐる。

しかし、ここでも氏子数僅か二戸から十戸位の神社で、たとへ一戸になっても祭祀維持可能としてゐる八坂神社など六社（安芸市）や、古来敬神の念厚く祭祀維持可能とする八坂神社など八社（吾川前池川町）、あるいはまた、氏子十八戸が全部移転したが、信仰心厚く氏子が資産家でもあるため、祭日には八キロの山坂道をのぼり、祭典を執行してゐる地主、十二所神社（安芸市）などの例もみられてゐる。

【神社新報、昭和四六年二月二二日付け、下線部筆者】

右の記事からも、他の調査結果の記述が主に神社の運営に限定されている中、他県の結果に比べて、とりわけ高知県の実情が目立つことが分かる。

以上のことを考慮した上で、表2を参照しながら整理してみると、氏子五〇戸以下の神社数が多い県のうち、宮司不在・運営困難・運営不可能が最も多いのは高知県であることが分かる。さらに、全国過疎地帯神社実態調査の結果に基づき、高知県をそのモデル地区に選定し、高知県に再調査を依頼、今度は高岡郡、窪川町・大野見村・葉山村の一町二村を、移転合併、法人格合併、代表役員の整理のモデルケースとしての実態調査が行われた。

このように、昭和五二年の報告書では、先述の予備調査に基づいて、順次に全国的な照会を実施し、その回答を得て、本格的な過疎地帯神社実態調査と対策指導を目指しており、過疎地帯実態調査における最初の対象地が高知県であることを明らかにしている。

（2）福島県（現地調査実施は昭和四八年四月一三日～同一四日、対象神社一八社）

福島県の場合は、昭和四五年の全国調査照会の際の回答に過疎地にもかかわらず、「運営可能」であったことから、今回の調査の対象となっている。調査の結果、氏子数が極端に少ないのに、実態が良好であることが判明した。その原因は一神職の教化活動と、氏子崇敬者の篤い信仰心によるものであることが分かった。同報告書では、このことが、「過疎地に弱小神社でも、信仰活動の如何によっては、神社信仰の原点というべき僻地の祭祀が根強く生き続けうることを知らしめたものとして、一の模範となる」【神社本庁、1977：29】と述べられている。

（3）島根県（昭和四九年三月二六日～同二八日、一一社）

神社本庁調査部による過疎地帯神社実態調査の三回目の調査として島根県八束郡および隠岐郡の三町一村の一一社を対象にした実態調査は、島根県神社庁から先に、維持困難の神社をその関係神社の境外社として扱い、祭典維持をしている、「経営困難」【神社本庁、1977：47】との報告があったことから、調査の対象となっている。報告書の調査の結果では、「「経営困難」の報告にもかかはらず、物質的にはいざ知らず、信仰上の実態は良好であるやうに見受けられた」と述べられているほか、「その内容は神職と氏子総代とが、一体となって神社信仰昂揚のために精一杯の働きをしてゐることを見聞し得た」【前掲書、1977：52】とし、過疎なるが故に、ますます神社信仰がさかんになりつつあるという実態が、福島県とともに、全国の過疎地神社振興対策の参考例（成功事例）になることも示唆されている。

（4）鹿児島県（昭和五〇年三月一二日～同一五日、一七社）

鹿児島県が実態調査の対象になったのは、「島根県とともに人口減少率が五％以上の高い率を示してゐること、弱小市町村が多く県民所得が全国最低なこと、神社の実態でも運営不能神社数が高知、京都につぎ第三位、宮司不在社

数は高知につぎ第二位と高い数字をあげてゐることなど」【神社本庁、1977:69】に起因する。また同報告書では、「調査では、社殿のない神社も存在するなど、過疎地区神社の状況において、早急に対策をとるよう、神社庁、地元氏子と話し合いがもたれた【前掲書、1977：69】と述べられており、これまで三回の調査地域では苦難があるものの、何とか祭典が行われているのに対して鹿児島県の場合は祭典すら厳しい状況にある神社もあることが判明した。

（5）岩手県（昭和五一年四月一三日～同一六日、一一社）

実態調査の最後となる岩手県は、報告書によれば、これまでに行われた四回の調査を顧みると同時に、各調査対象地から得られた結果および成果をもって神社信仰の基盤を修理固成するための方法を考え、地方小祠の祭祀を信仰させることを目的【神社本庁、1977：73】としていると述べられている。また、同報告書では、「調査は、調査対象となった神社がいずれも、必ずしも過疎化現象の著しい所ではなく、氏子戸数の移動もほとんどみられないが、運営不可能」【前掲書、1977：87】であるとの報告があったことに起因すると述べられている。調査の結果、ここ数年例祭すら執行されておらず、社殿も損傷したままになっており、氏子は習慣として参拝だけの祭礼行事を行っているが、神職が祭典奉仕につかないという神社もあることが明らかになった。

これまでの内容を踏まえて、五年間におよぶ調査の成果は、前回の調査に比べて有意義なものが多く、報告書には、実際、現地に入って行われたことによる神社の現状把握が詳細に記録されている。また、そうした神社本庁の実態調査の結果は、過疎問題と共に毎年神社新報で報じられ、調査結果を通じて全国の神社関係者に対し、過疎地域の神社が直面している問題についても警告している[14]。

一方、同報告書によれば、神社本庁では、昭和五〇年度から「神社振興対策」事業が進められていることも言及さ

れている。これは、各地の神社にあって、指導と助成が得られるならば、祭祀の振興および神社そのものの基礎を確立し、社頭日常の活動も盛んとなり、以て一地方のモデルケースとなりうる神社の振興を目論んだものであり、小規模の神社が興らなければ、神社神道の信仰基盤を確立することはできないとの趣旨から始められたことであったというが、過疎地帯の神社実態調査は右記のモデル神社振興の場合とは異なる趣旨であることが述べられている【神社本庁、1977：序、95】。つまり、実態調査の方は、モデルまでにはとてもいかない段階の小規模神社の場合がほとんどであり、氏子崇敬者が激減したために、その年中数度の祭祀すら営めない神社をいかにするかの問題に取り組もうとするものであることが明記されている。

調査結果の総括として、報告書には、実情において厳しい場合が少なくなく、過疎僻地に所在する神社の場合、往々にしてその境内、社殿設備が放置同様の状態を逃れず、これに加え、祭祀さえもほとんど実行されていない神社の実態が把握できた。わずかに初詣や古来の祭日などには村人がささやかな供物をして参詣をするという具合で、このまま推移すれば、村祭の衰退を招くことは必定であるといった懸念の旨が綴られている【神社本庁、1977：序】。

4.3　実態調査の展開（3）―神社庁による調査―

兵庫県神社庁『過疎地帯（但馬地区）の神社実態調査報告書（一）』平成一〇年

これまでの神社本庁による二度の実態調査は、報告書の内容からも分かるように、「如何にして多くの神社を調べるか」ではなく、「現状把握」が主たる目的であった。つまり、神社の数よりは全体的な状況の把握を優先し、今後の実態調査の指標となるモデルづくりのための調査なのである。このような神社本庁の調査によって過疎地域の神社における運営状況がある程度明らかになり、調査はマクロ的な視点であった組織的かつ広域的調査から次第にミクロ

的な視点を取り入れた局地的調査（各神社庁による調査を含む）へと展開していく。[15]

兵庫県神社庁では、過疎地帯の神社における実態調査報告書が平成一〇年と一二年に刊行されている。以下では、先に平成一〇年に但馬地区の神社を対象に行われた調査の報告書を概観する。

報告書には、昭和四三年六月に、神社庁事務担当者会議において神社本庁の「過密過疎地帯神社実態調査」の実施が報告され、実態調査の目的が、近年我が国に起こった産業機構の変化などの社会構造変化によって人口流動、つまり過密・過疎現象に対応しようとして行われたものであると述べられている。[16]その後、昭和四七年に「但馬地区の神社人の座談会」が開かれ、過疎地神社について議論を皮切りに、過疎地における神社護持の実態把握を目的とした実態調査に取り組むこととなった。実態調査の経緯については、平成八年三月二七日の協議会において事業計画案として実態調査が上程され、採択された。同六月二〇日の理事会で、調査の方法について検討が行われ、現地の代表者と協議を執り進めることが確認された。その翌月の七月一五日の神社庁関係者や但馬地区代表者間で行われた連絡会で調査の内容と方法、実施期間が決まり、それに基づいて各支部長を通じて調査神社の宮司宛に調査質問紙[17]が発送されるに至った【兵庫県神社庁、1998：1】。綿密な準備のもとで実施された調査は、平成八年八月一四日付けに但馬地区の五支部―豊岡市城崎郡支部、出石郡支部、養父郡支部、朝来郡支部、美方郡支部―の七三九社（本務神社数三七社を含む）を対象に三七名の宮司宛に調査用紙を三六五枚配布し、同一〇月末日を目処に回収されたのは三五四社であった【前掲書、1998：5】。調査内容は、神社名、所在地、宮司氏名、御神体の状況、境内地の状況、責任役員及び総代の状況、祭典奉仕及び維持管理の状況、神社の経済状況、宮司後継者の状況、役員及び総代後継者の状況、神社備付書類の状況など、多岐に亘っており、それらの質問内容による結果の詳細については、紙幅に制約があるため省略するが、調査によってほとんどの調査項目において様々な問題点があることが明らかになった。例えば「過疎地の神職

の後継者問題」、「氏子の減少に伴う経済問題」、「神社の合併問題」などが挙げられる。とりわけ、調査報告書では、近い将来（一五年程度の）二軒の社家が一二三の神社を護持せねばならないという深刻な実態や、氏子意識として「合併」を希望する神社は極めて少ないこと等、慎重な対応を必要とする諸問題が起こっていることへの懸念が示されている。

他方、平成九年四月二五日に神社庁では、過疎地神社問題検討会が開かれ、今回の実態調査の結果が報告されたその三日後の二八日には、近畿神社庁連絡協議会が大阪府神社庁で行われた。その議事録からは、今後の調査が、本調査を手始めに過疎化が言われる西播、摂丹、淡路等をも対象にしていることがうかがえる。この協議会においても、実態調査の重要性を語る際には、神社本庁の実態調査、とくに高知県の一町二村の調査が取り上げられている【前掲書、1998：10-11】。

兵庫県神社庁『神社実態調査報告書（二）―摂丹地区編―』平成一二年

前回の実態調査で明らかになった過疎地の神社が抱えている諸問題と調査過程において問題提起の解決に向けて調査の継続実行が必要であることが決まったことは前述した。その神社庁の事業計画を受けて、今回の第二回目の調査は、前回の但馬地区に引き続き摂丹地区における神社の実態調査が決定した。摂丹地区は、神職数八九名に対して神社数は五三〇社（平均六社）であり、前回の但馬地区（一三・七社）に比べて宮司一人当たりの兼務社数は少ない[18]。調査方法は前回の調査同様、平成一一年一月二五日付けに摂丹地区の四つの支部―伊丹市・川西市・川辺郡支部、三田市支部、篠山市支部、氷山郡支部―の五三〇社（本務神社数四三社を含む）に対し、四八名の宮司宛（提出以来宮司数）に調査用紙[19]を五六〇枚配布し、三月末日を目処に回収されたのは二二九社（四割弱）であった。

同報告書における実態調査の結果について簡単にふれてみると、神社の実態は多重・多様で、特に若年層の信仰心離れによる小規模神社の護持運営に宮司、責任役員が苦労していること、社入金の少ない神社では、宮司が兼職をしないと護持運営ができない、従って宮司の後継者難、例祭が一〇月の特定日に集中し、祭典に苦労している実態が多い、小規模神社は包括団体から離脱し、自由になりたいなどと、深刻な状況が述べられている【兵庫県神社庁、2000：3】。

新潟県神社庁『過疎地神社調査書』平成二年～七年

一方で、新潟県の神社本庁被包括神社数は、全国四七都道府県中、最も多い。神職数は六七〇で、そのうち宮司は三九〇人（平成一九年現在）であり、単純計算で一人平均一二社を兼務していることになるが、実情というと、一人で数十社を兼務する宮司の割合も少なくない。このような兼務過剰な状況下で不活動神社問題は深刻であることを理由に、新潟県神社庁では、不活動神社対策の一環として平成二年から平成七年までに計五回、四支部を対象に過疎地神社現地調査を実施している。本論の実態調査の展開とは若干趣旨は異なるものの、調査方法や結果がこれまでの実態調査を踏まえていることから、以下では調査の概要について簡単にふれてみるとしよう。

調査は、平成二年の中魚沼支部管内、平成三年の東頚城支部管内、平成四年の西頚城支部管内、平成六年の中頚城支部管内、平成七年の中魚沼支部・東頚城支部管内の神社を対象に現地調査を実施した。また、調査内容は、神社名、所在地、宮司氏名、御神体の状況、境内地の状況、建築物の現況、氏子の現況、宮司方針意見、支部意見などについての報告であった。なお、新潟県神社庁が行った調査結果については、報告書を作成せず、内部資料として保管されているため、内容の詳細について触れることはできない[20]。

5．おわりに―今後の実態調査における限界と展望―

これまでに過疎地域を対象に行われた代表的な実態調査がどのように展開されてきたかを概観した。以下では小野調査部長の指摘から、実態調査の内容と結果について本論のまとめとして再確認していく。

この調査を実際にやってみて判明したことは、たとへ氏子世帯数が少なくても、神職の教化指導が長年続けられた結果、社殿を立派に再建した例（昭和四十八年福島県河沼郡柳津町西山地区の二十社）や、氏子不在または極めて少ないために受持神職の本務社に法人格を合併して、その神職の受持地域全部の神社関係者の責任で祭祀を続けてゐる例（昭和四十七年高知県高岡郡）もあった。また過疎地区の神社の法人格はそのままとし、附近の有力大社の職員が分担してそれぞれの宮司となり、その大社の「境外社としての立場で」祭祀を続けてゐる例（昭和四十九年島根県八束郡）などもあり、どの地方を調査してみても、地域の信仰は決して衰頽してゐるわけではないことを知り得たのである。（小野迪夫）　【神社新報、昭和五〇年四月二八日付け】

右の記事の内容はあくまでも全体的に苦しい状況下における成功事例の一部を示したものであり、現実は、過疎地域の神社のほとんどが厳しい状況にあることに変わりはない。たた、これまでの神社本庁や神社庁による実態調査からは、現状把握の枠に留まっているような印象を残してはいるものの、実態調査によって明らかにされたことは有意義であり、評価すべき点であることもまた事実である。本論の最後には、実態調査の問題点と展望について若干の考察を加えたい。

5.1　実態調査研究の二極化

繰り返しになるが、過疎地域の神社を対象に広域的観点から行われた研究は、管見の及ぶ限りではごく一部を除いて見当たらない。さらに、継続的な調査が不可欠な実態調査であるにもかかわらず、ほとんどの実態調査において追跡調査が行われていない点は実態調査において重大な問題であると考える。こうした実態調査が抱える問題を宗教学者の石井研士は、「実証性の欠落」として捉え「神社神道が持続もしくは変化しているのかどうか、あるいは、どのような点が維持され、どのような点が変化しているのかを判断する具体的なデータがほとんど示されないままに、これらの重大な問題が論じられてきたといっていい」【石井、1998：49】と指摘しており、それは、先述の筆者の主張とも符合している。

これまでに過疎地帯と神社をテーマにして行われた実態調査を含む先行研究は、組織的レベルと個人的レベルの二つに分けて考えることができる。

集団・グループをも含む組織的レベルの研究は主に実態調査研究が多い。その代表的な例としては、すでに第三節で述べたため省略するが、それらの研究は、いずれも過疎地域における神社の概要から神社界における過疎化の深刻さについての言及が主な内容であり、過疎問題に対する具体的な対策は示されていない。

一方、個人的レベルでの研究の例としては、伊藤幹治「都市化とむらの構造序説――忍草の事例分析」（昭和四〇年）、同「黒島の社会と宗教の構造と変化――大里事例の予備的分析」、花島政三郎「水没による部落の解体・再編成と宮座――滋賀県神崎郡永源寺町愛知川ダム建設の場合」（昭和四二年）、戸川安章「神社綜合調査事例報告――『近代化と神道』の課題にそって」（昭和四三年）、森岡清美「近郊化による神社信仰の変貌」（昭和四三年）、薗田稔「祭りと都市社会――『天下祭り』〈神田祭・山王祭〉調査報告(1)――」（昭和四四年）の六点に代表されよう。ちなみに、個人的

レベルの研究は現在も継続して多くの研究者の間で調査研究がなされているが、ここで取り上げる研究は、組織的レベル研究との比較を目的していることから、昭和四〇年代の研究に限定して扱う。

伊藤幹治の研究視点は生業構造、親族構造、社会関係といった社会構造の変化と、祭祀体系や氏神信仰といった文化レベルでの変化を考察しながら「むら」の都市化現象を明らかにしようとしたものである。花島政三郎の研究は、ダム建設に伴う部落祭祀集団の対応・変化に焦点を当てたもので、戸川安章の研究は、「近代化、工業化による急速な農村漁村の解体過程に伴って、村落共同体にふかく根をおろしてきた神社の機能の変化過程を捉えることを目的」【石井1997：401】としている。他方、森岡清美は、人口流入の激しい東京の近郊地である三鷹市野崎と狛江町駒井の二地点における社会構造の変化が地域住民の神道への意識と行為に及ぼす影響を考察した。薗田稔は、詳細な調査から都市祭りを通した地域社会と氏神神社とのかかわりを分析した【石井1997：402】。

石井は、伊藤と戸川の研究は伝統的村落型社会における調査研究である一方で森岡と薗田の研究は都市型社会における調査研究であることを分類した上で、それらの調査が、地域共同体を基盤として成立した氏神神社に都市化・過疎化が及ぼした影響を具体的なケーススタディから明らかにしようとしたものであり、昭和四〇年代における貴重な調査報告ということができると述べると同時に、この後一部の調査を除いては、近代化と神道をテーマとした研究への関心がしだいに薄れていくと指摘している【石井1997：402】。このような石井の指摘を踏まえた上で筆者の問題意識を再度確認すると、昭和四〇年代に盛んに行われていたものの、その時点から現代に至るまでの調査が、ごく一部の場合を除いてほとんど空白の状態になっていることが分かる。つまり、これまでの研究は主に一部の事例を取り上げ、問題点を指摘し、社会構造の変化が神社や地域住民に与えた影響を示唆したに過ぎず、全体的かつ具体的な検証が行われていないことが指摘できよう。

以上の先行研究が示唆するところは、今後の神社に関する研究は、組織的レベルでの研究が得意とする「実態調査」と個人的レベルでの研究が得意とする「内容分析」の両方の要素を取り入れた研究でなければいけないことであろう。また、右記のような実態調査が抱える問題の解決を考える際、次で述べる追跡調査の必要性が自然と問われてくるであろう。

5.2 なぜ追跡調査は必要か

以下では、『過疎地帯神社実態調査報告』の中から、具体例を提示しながら追跡調査の必要性について検討していく。

先に述べたように、実態調査が抱えている問題の一つに、追跡調査のない点が挙げられる。昭和四三年に行われた実態調査『過密と過疎地帯の神社の実態調査』を見直し、現場に着目して昭和四六年度から五〇年度までに行われた『過疎地帯神社実態調査報告』の報告書において、五ヶ年に亘って行われた調査はさらに当分の間調査を続けるべきである、つまり追跡調査の必要性があると言及しているが、最後の調査から三六年が経過した現在（平成二四年）、神社本庁による追跡調査は管見の及ぶ限り、確認されていない。

以下は、『神社新報』に掲載された島根県、鹿児島県の調査結果の一部を引用したものである。さらに、筆者の下線部が示すところからは、今後は、過疎化の進行に伴う地域神社が抱えている問題、①神社・祭祀運営、②神社合併問題、③後継者問題などを対象に追跡調査がなされるべきであることへの重要性が言及されている。

島根県は過疎現象の激しいうちの一つで佐賀県と並んで全国でもトップクラス。特に三十八年の山陰地方を襲った豪雪がいつそう拍車をかけ、昭和三十五年から四十年までの五年間に七％も減少、今後十年のちには更に

八・一％の減少が予想されてゐる。しかし、この数は県外流出で、県内では過疎現象がもっと激しく中国山脈の麓の山間僻地の人々は松江市に集中、県内でただ一つ松江市だけが増加し、（六・五％）を示してゐる。（中略）五名には後継者がゐなくなる可能性が強く、これに対し出雲大社、太皷谷稲荷神社などの地元有力神社で青年報職を採用して産土神社の例大祭の帰省させて氏子とのつながりをつづけるなど、種々対策が練られてはゐるもののこの問題も大きな課題の一つとなってゐる。　【神社新報、昭和四三年一一月二三日付け、下線部筆者】

八雲村東岩坂の河原神社は氏子はわづか十四戸で、毛社（モコソ）神社の二重氏子。以前は神田があったさうだが、今はなく、氏子が一戸千円以上の賦課金を出し合ひ、さらに祭典時は折敷に神饌を盛って献供することになってゐる。十月の秋の大祭は七、八万円の経費で執りおこなはれ、神職も毛社神社から出向してゐるが謝儀は米一升とのこと。この八雲村もいまは人口が減少してゐるが、徐々に松江市のベッドタウン化しつつある。

【神社新報、昭和四九年四月二二日付、下線部筆者】

同じく、鹿児島県の場合でも以下の引用文の下線部が追跡調査の対象になると考える。

薩摩郡上甑村は人口三千四百二十六人（昭和四十五年現在）で、昭和四十年にくらべ二十七・六％も減少するといふ過疎化の現象いちぢるしいところ。同村に鎮座の小池神社は御社殿もなく祭典も五十年間途絶えて、氏子も三島神社の二重氏子となってゐる。愛宕神社も台風のため社殿はなく、ここでも中甑神社と二重氏子で、小池神社と同じく運営維持の不可能なところ。地元の浜田総代会長との会合では、合併を実現させ祭の振興に努力し

ていくことが話し合はれた。（中略）赤城神社の場合、十三戸の氏子は大宮神社との二重氏子のため社殿の維持は困難となってゐる。年一度の祭典は氏子の当番宅で行ってをり、大宮神社へ法人格合併の上、施設はそのまま存続維持が必要。逆子神社は氏子十三戸で重来神社との二重氏子。祭りも斎行されてをらず、重来神社に法人格合併の上、祭礼振興をおこなふ必要のあるところ。　【神社新報、昭和五〇年三月三一日付け、下線部筆者】

このように、過去の調査結果によってある程度現況が明らかにされたことのほかに、課題も多数残されていることが分かる。

これまでのことを踏まえて昨年（平成二三年）から筆者は神社本庁と同じく、高知県高岡支部の一町二村を対象に、追跡調査を行った。その結果、調査地域の神社が直面している状況は前回の調査時より悪化していることが明らかになった。例えば、窪川町の場合、過去の様子と大きく変わったことはないが、年々変化する氏子意識や氏子負担金をめぐる新たな問題が浮上している。大野見村の場合、過去の調査では神社の合併問題が調査報告の大半を占めており、北部地区の神社合併問題は解決しているが、東部と西部地区は依然として合祀が難しい状況にあることが確認された。また、葉山村の場合、宮司の高齢化に伴い、今後の後継者問題が生じている。[21]

このように、当時の過疎地域の神社の状況がさらに悪化または変化している様子が個人レベルの調査だけでも十分明らかにされたことから、前述の二つの要素を取り入れた組織的な追跡調査が行われることでさらに多くの事情が把握できることは容易に推測できよう。言い換えれば、過去の調査をもとにした追跡調査と新たな実態調査を行うことで、社会構造変動による過疎化と神社神道（信仰）が、過去から現代に至るまでどのように変化し、どのように関わっているのかという現状がより具体的に見えてくると考える。

問題の二つ目は、調査方法における問題点として設問に変化がない点が挙げられる。[22] 第一年次より第五年次までの調査はそれぞれ異なった調査項目をもって実施されていることが分かる。神社本庁の第一年次の高知県と兵庫県神社庁における実態調査の場合、モデル地区において同一の質問紙を配布し、地区ほとんどの神社を対象に調査を行い、その結果をまとめている。一方で、第二次以降の調査からは地区の神社のうち、代表的な神社のみを取り上げ、個々の神社の状況を述べて調査日誌にまとめ、その結果をもって地区全体の神社状況に代えている。これは、今回は詳細に触れることはできなかったが、新潟県神社庁が行った実態調査からも同じところが窺える。そのような方法では、個々の神社の状況は手に取るように分かるといった利点があるが、それと同時に、せっかくの実態調査に一貫性に欠けた印象を与えてしまう恐れも指摘できる。さらに、五ヶ年に亘って行われた調査が持つ意味合いに共通するところが見出せにくくなり、結果全体における分析も困難である。一方で、異なる質問紙使用による問題点は兵庫県神社庁の調査ではある程度解決されていることが分かる。つまり、一回目と二回目の調査において同じ内容の質問用紙が使用されている。しかし、敢えて問題点を指摘するのであれば、せっかく同じ質問用紙を使用したにもかかわらず、得られた結果とまとめが、各地区の事例報告に留まっている点であろう。同じ質問用紙で調査を行ったからこそ、両地区の比較研究を試みるべきである。その課題を解決することができれば、地域全体の様相がより具体的に見えてくると考える。ちなみに、神社本庁による前回（昭和四三年実施）の調査の課題としてお宮や祭を護持する氏子地区の住民の声がなかったことに対する問題の指摘があった。そして、その問題意識を踏まえた上での実態調査が昭和四七年度から五一年度まで行われた調査であったことが昭和五二年の報告書に記されている。調査結果から神職に限らず、総代や氏子、責任役員などを対象に行った聞き取り調査の内容は、決して地区全体の様子を捉えるに十分とはいえない。しかし、氏子地区の住民がどのように地域神社と接しているのか、どのような考えを持っているのか、といった

現場からの声は、今後より具体的かつ現実的な対策構築において必要不可欠な要素であり、意義のあるものと考える。

また、これまでの問題点に加えて小野迪夫調査部長が

神社信仰の昂揚のために、事業を盛んにすることもよく、モデル神社を指定して小規模神社の振興を図ることも推進されねばならない。ところが「小規模神社」は、その施策の如何によって振興することができようが、「過疎地の神社」らしい神社は、小規模神社とは全く違ふので、神社としての体裁を整備して年数回の祭祀執行が可能になれば、それが精一杯の成果といへよう。といふことは、それさへもできにくい神社が現実に存在するのである。行ってみると氏子は離散し、僅か十坪程の境内に氏神の社殿が消滅してしまって竹藪の中に数個の礎石だけが往時の俤を偲ばせるだけの〝宗教法人何々神社〟があったり、社殿が風水害で倒壊したので、跡地に何々神社と彫刻した石標を建ててゐるだけの宗教法人もあるといふ事実を看過すことはできない。

それでも一、二の例外を除いては、年に唯一回だけではあっても祭祀は続けられてゐる。この時には、乏しい氏子が総出で参列をし直会をしてゐるといふのが多くの実情のやうである。この、細々ながら絶えざる信仰がわが国の固有な信仰を支へてゐるのである。いま有名大社の繁栄は、その大社の繁栄を支へる信仰があってのことであるけれども、この過疎地の多くの神社が信仰されてゐる〝神社信仰の底辺〟によって支へられてゐることは疑ひを容れない。もしも過疎地の草莽の小祠に対する信仰が失はれたら、恐らくわが国の大社の信仰は成り立つまいと考へられる。

【神社新報、昭和五〇年四月二八日付け、下線部筆者】

と述べているように、これまでの実態調査による結果に基づいて大まかな対策は構築できるものの、その対策が必

ずしも現地に適合するとは限らない。そのような問題を解決しつつ対策を構築するためにも、実態調査における追跡調査の重要性と有効性について今後さらに検討していく必要があると考える。

本論では、昭和四〇年代から始まった実態調査によって神社界が置かれている状況や抱えている問題点を指摘することができた。また、これまでの実態調査では、神職に人を得ているか、またその神職につながる総代・支部・神社庁が、どれほどの関心を持ち、また指導・協力をしているかによって、それぞれの頃向が異なっている様子もうかがえた。しかし、それと同時に、現段階の実態調査が抱えている問題も数多く残されていることが明らかにされた。

最後に、こうした展開を見せた実態調査は、昭和五〇年代に入ると、これまでの実態調査の成果をもとに、いよいよ過疎問題対策として「神社振興対策」を推進していくことになる。つまり、「過疎地帯神社実態調査」から「神社振興対策」（モデル神社実態調査）にシフトしたことになる。モデル神社実態調査では、これまでの調査とは異なる局部を対象にした調査が行われ、調査だけでなく、同時に抜本的な対策の構築も視野に入れた調査を試みている。その内容については次稿に期したい。

付記

本研究を行うにあたり、神社本庁、兵庫県神社庁、新潟県神社庁の多くの方からの多大なご協力を賜りました。ここに深甚なる感謝の意を表します。また、調査資料の整理・分析には常に的確な御助言と御指導をいただきました國學院大學神道文化学部の石井研士教授と藤本頼生専任講師に深く感謝いたします。とりわけ、兵庫県神社庁の調査報告資料は、藤本頼生先生よりご提供いただきました。改めてここに記して感謝の意を表します。

参考文献

兵庫県神社庁『神社実態調査報告書（二）―摂丹地区編―』平成一二年
――――『過疎地帯（但馬地区）の神社実態調査報告書（一）』平成一〇年
石井研士「氏神信仰の一〇年――「神社に関する意識調査」――」神社本庁教学研究所、平成一九年
――――『戦後の社会変動と神社神道』大明堂、平成一〇年
――――「神道と社会変動をめぐる研究史」『神道宗教』一六八・一六九、神道宗教学会、平成九年
伊藤幹治「都市化とむらの構造序説―忍草の事例分析―」『日本文化研究所紀要』第一六輯、昭和四〇年
――――「黒島の社会と宗教の構造と変化―大里事例の予備的分析―」『日本文化研究所紀要』第一七輯、昭和四〇年
――――「祭団の構造と論理―沖縄民俗社会論（一）」『日本文化研究所紀要』第三三輯、昭和四九年
神社本庁教学研究所『『神社に関する意識調査』報告書』神社本庁教学研究所、平成一九年
――――『『神社に関する意識調査』報告書』神社本庁教学研究所、平成一五年
――――『『神社に関する意識調査』報告書』神社本庁教学研究所、平成九年
神社本庁調査部『過密と過疎地帯の神社の実態調査』神社本庁、昭和四四年
――――『過疎地帯神社実態調査報告書』神社本庁、昭和五二年
神社本庁総務部神社課『不活動神社対策と合併の手引』神社本庁、平成九年
喜多村理子『神社合祀とムラ社会』岩田書院、平成一一年
孝本　貢「神社合祀―国家神道化政策の展開―」田丸徳善ほか編『近代との邂逅』日本人の宗教3、佼成出版社、昭和四八年
森岡清美『近代の集落神社と国家統制―明治末期の神社整理―』日本宗教史研究叢書、吉川弘文館、昭和六二年
――――「近郊化による神社信仰の変貌」『日本文化研究所紀要』第二二輯、昭和四三年
岡田重精・櫻井治男・森安仁「過疎村の祭祀と宗教事情―滋賀県犬上郡多賀町の事例―」『皇學館大學神道研究所所報』第一五号皇学館大学神道研究所、昭和五五年
櫻井治男『地域神社の宗教学』弘文堂、平成二二年

――――『蘇るムラの神々』大明堂、平成六年
薗田　稔「祭りと都市社会―『天下祭り』〈神田祭・山王祭〉調査報告（1）―」『日本文化研究所紀要』第二三輯、昭和四四年
――――「The Traditional Festival in Urban Society（祭りの盛衰と構造変化）」『日本文化研究所紀要』第三五輯、昭和五〇年
高見冨二男「過疎対策の現状と課題～新たな過疎対策に向けて～」「『立法と調査』NO.300、平成二二年
戸川安章「神社綜合調査事例報告―『近代化と神道』の課題にそって」『日本文化研究所紀要』第二一輯、昭和四三年
米地　実「明治末期神社行政に関する覚書―いわゆる神社整理について―」『日本女子大学紀要・文学部』二二号、昭和四七年

註

（1）伝統的村落社会の中心的二大信仰とされる氏神信仰と祖先信仰に関しては、赤田光男『日本村落信仰論』（平成七年）が詳しい。赤田は彼の著書において、氏神信仰と祖先信仰を、村、家、身や座、山岳霊場、両墓制、氏堂、年中行事、南島の葬墓制や御嶽など、前五編に亘って村落信仰の諸相を考察している。

（2）氏子意識の希薄化について同書によれば、昭和五〇年代に入ってからは多くの神社が自社だけでなくホテルや専門式場への出張による祭儀と都市化に伴う自宅や事務所の建築増に起因する地鎮祭や竣工祭の増加などの神社の内外の活況が、神社界に自信を恢復させるとともに、神社の経済的基盤を強固にするものであったが、それと同時に、急速な都市化と過疎化による人口動態の大きな変化とそれらに伴う生活様式や考え方の変化が、次第に神社活動の基盤である地域共同体を崩壊させ、氏子信仰を希薄化させた原因となったことを指摘されている。【神社新報社 2010：262】

（3）氏子信仰（意識）の変容については、石井研士「氏神信仰の一〇年――「神社に関する意識調査」から――」第三回『神社に関する意識調査』報告書、神社本庁数学研究所、平成一九年）が詳しい。石井は、全体一八問からなる調査の結果

を、①氏神と日本人との関わりの現在、②「氏神」の認知について、③氏神への参拝の頻度、④氏神様のお札の有無、⑤氏神様の印象、と五つに分けて分析しており、その結論として全体的に氏神様への認知が減少し、そのような氏神離れが大都市だけでなく、地方都市、町村でも確認することができると指摘している。

（4）氏子組織の崩壊（変化）についての論考は、森岡清美「近現代の家族と神社」（『明治聖徳記念学会紀要』四三巻、明治聖徳記念学会、平成一八年）が詳しい。森岡は、神社本庁の団地と神社に関する実態調査（昭和三六年）に、当時調査部長であった(故)岡田米夫が氏子を、①実質氏子、②祭礼氏子、③傍観氏子の三つに分類していることを指摘した。さらに、その性格づけは、神社費負担の程度と来住時期の新旧とが相即するとの前提に立って、この二つを組み合わせたものである【森岡 2006：33】と述べた。

（5）なお、後継者問題に関しては、石井研士『山口県・後継者問題実態調査報告書』（平成一九年）と『埼玉県・後継者問題実態調査報告書』（平成二〇年）を参照。

（6）ほかに一般的にいわれる問題点として、祭日の変更や氏子の減少問題が挙げられよう。まず、祭日の変更については、届け出た神社の中には、祭日が変わっていないところもあるが、後から祭典の依頼を受けた神社については祭日が重なる場合もある。それだけでなく、時間が重なる場合もあり、そういった時は、その時の状況に応じて調整を行っているようである。一方で、氏子の減少については、過疎地域において人口減少問題が深刻であることはいうまでもないが、神社側からすれば、人口減少＝氏子減少を意味し、本論で事例として取り上げた高知県の高岡支部一町二村の神社だけでなく、神社界全体が抱える最も深刻な問題であるともいえよう。

（7）宗教と過疎問題に関する詳細については拙稿「宗教専門紙が報じる過疎問題仏教系・神道系の新聞を手掛かりに」『宗教と社会貢献電子ジャーナル』二巻二号、二〇一二、六九～八五頁を参照。

（8）神社本庁が行った昭和四七年以降の実態調査としては、昭和五二年の長崎県壱岐・対馬、昭和五三年の新潟県佐渡島、昭和五四年の石川県能登地方を対象にした調査が挙げられる。それらの調査に加え、新潟県神社庁が平成二年の中魚沼支部管内、同三年の東頚城支部管内、同四年の西頚城支部管内、同六年の中頚城支部管内と、各支部において実態調査が行われているが、いずれの調査も①報告書としてまとめてはいない点、②実態調査が昭和五〇年以降「モデル神社実態調査」へと移行していく点、などの理由から、右記の調査報告については稿を改めたい。ただし、新潟県神社調査の調査については報告書まではいかずとも資料が入手できたため、本論の後半に概略のみを紹介する。

（9）本論の取り上げる過疎地帯神社の実態調査以外に「不活動法人調査」が挙げられる。過疎地帯神社の実態調査とは異なる趣旨での調査ではあるが、実態調査の一環として少しふれておこう。

不活動宗教法人対策として、京都府は、活動実態のない宗教法人の実態調査を始めている。その内容は『京都新聞』や『神社新報』でも報じられている。新聞記事の概略は以下の通り。

京都府は平成二三年一一月下旬に学識経験者や宗教関係者、弁護士の計五人で「宗教法人活性化推進会議」を発足させた。文化庁の予算で平成二四年三月末までに対象法人の現地などを調べる。結果を基に、再開や吸収合併などの対策を検討する。

【京都新聞、平成二四年一月一〇日付け】

京都府神社庁では、「京都府における宗教法人活性化推進会議」として専門委員会が府に設置されたことを受け、一一月二九日・三〇日の両日、昨年に引き続き不活動神社対策調査を実施した。（中略）文化庁は全国で四ヵ所前後の設置を目指しているが、現在、専門委員会を設置しているのは京都府のみ。昨年は府神社庁独自の調査として実施したが、今回は府の事業と連携し、府北部にある不活動神社の実態を調査（後略）

【神社新報、平成二三年一二月一九・二六日付け】

（10）調査結果については、『神社新報』、昭和三二年五月二五日付けの記事を参照。

（11）厳密にいうと、神社本庁による実態調査はこれが初めてではない。本庁より、昭和三八年の「都市団地と神社の実態調査報告」おとび「小規模神社問題解決のための神社運営法」が既に既刊頒布されており、このようなことが、昭和四三年の調査が事前に計画された調査であったことを裏付けている。

（12）同じ過疎地域といっても過疎地域の分類は、①過疎市町村、②過疎地域とみなされる市町村、③過疎地域を含む市町村、の三つに分けられ、兵庫県の場合、平成二三年九月現在、洲本市（旧五色町の区域）、豊岡市（旧城崎町、旧竹野町、旧但東町の区域）、養父市、朝来市（旧山東町の区域）、淡路市、宍粟市（旧波賀町、旧千種町の区域）、佐用郡（佐用町）、美方郡（香美町）、新温泉町と、四一市町村のうち九市町村が過疎地域である。

（13）つまり、昭和四一年、経済審議会において初めて「過疎」が言及される以前は、高度経済成長期（一九六〇年代）の、急速な工業化に伴う農村から都会への人口移動や炭鉱の閉山、山間部におけるダム建設などに伴う挙家離村などの問題

が過疎現象として捉えられていた。また、そのような人口移動または現象に関する調査として、神社本庁では実態調査が始まる五年前の昭和三八年にすでに「都市団地と神社の実態調査報告」及び「小規模神社問題解決のための神社運営法」（両方パンフレット）を刊行しており、農村部から都市部への人口移動が神社神道に及ぼす影響を調べている。

（14）　過疎地帯神社の実態調査の関連記事は以下の紙面より確認される。

[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]

（15）しかし、残念ながら局地的調査は、筆者が現時点で確認した限りでは、昭和五四年以降行われていない。むろん、調査が行われたとしても、その調査が内部資料として公開せず、保管されている可能性がある。逆に、そうでない場合においても、報告書刊行（図書館に所蔵される）や新聞記事掲載または学会発表でない限り、情報を得ることは難しい。つまり、このような資料は一般の資料を探すこととは違うところであり、追跡調査の困難さまたは限界を示す一つの要因であると考える。

（16）また、同報告書には、昭和四三年に行われた神社本庁の実態調査は同四五年に神社本庁設立二五周年の事業として実施されたことも述べられている【兵庫県神社庁、1998：刊行の辞】。

（17）なお、調査神社に配布された実態調査の趣旨は以下の通り。以下同報告書による引用。

「過疎地に於ける小規模神社の実態調査」の実施について

一、調査の目的　予てより但馬地区の神職各位から、機会ある度に過疎地に於ける小規模神社の護持に関して、種々方途を講じるよう強いご要望の声をお聞きして参りました。そのお声は、例えば「氏子が減少し、経済的に窮地に陥っている」「神職の後継者がいない」「氏子が高齢化し、将来が不安である」等々でありました。

折しもご高承のように本年九月十五日には改正宗教法人法が執行されることとなり、規模の大小にかかわらず、役員名簿・財産目録の所轄庁への提出が義務つけられ、神社の存立に関わる宮司後継者の養成や、場合によっては小規模神社の合併問題など、神社本庁とも連携しつつ、過疎地神社を巡る諸問題に対処せねばならない時機を迎えました。

そしてまた、本年は兵庫県神社庁が設立されてより五十年の節目の年でございます。この機会を捉え、県内で最も過疎化の著しい但馬地区を皮切りに、順次過疎化を問題点に抱える支部を対象として、協議員会の議決も得ましてその実態を調査することになりました。

二、調査の方法　本来ならば但馬地区七四〇社の全神社に調査用紙をお配りし、ご回答を頂戴すべきではありますが、物理的に無理でありますので、三六五社を貴地区の理事並びに支部長とも相談の上抽出し、調査することに決しました。

更に、ご回答に基つき問題点を整理し、後日庁長以下役職員が現地に赴き、その実態把握に正確を期す予定でおり

ます。

三、回答の期限、ご多用中恐縮ですが、支部長宛、十月三十日までにご提出ください。

四、そ　の　他

（1）調査書のご提出にあたっては、当該神社の①佇まいが伺える全景写真、②本・拝殿正面からの写真、③同側面からの写真、以上三点のカラー写真（サービス版）を裏に必ず神社名を記入し、お添え下さい。

(18) しかし、本論で取り上げた神職一人当たり受け持つ兼務社数はあくまでも神社総数と神職総数のみで割り出した平均値であり、実際の兼務状況は現地事情によって大きく異なる場合がほとんどである。端的な例として但馬地区（五つの支部）の場合を挙げてみる。但馬地区の神社数は七三九社、神職五四名であるが、そのうち、二六一社を神職二三名が受け持つ場合（神社三五％／神職四三％、神職一人当たり平均一一・三社）と、一二三社を五名の神職が受け持つ場合（一七％／九％、二四・六社）などと、合理的ではない状況にある。

(19) なお、調査神社に配布された実態調査の趣旨は以下の通り。以下同報告書による引用。

「摂丹地区に於ける神社の実態調査」（過疎地調査（2））の実施について

一、調査の目的

予てより但馬地区の神職各位から、機会ある度に過疎地に於ける小規模神社の護持に関して、種々方途を講じるよう強いご要望の声をお聞きして参りました。そのお声は、例えば「氏子が減少し、経済的に窮地に陥っている」「神職の後継者がいない」「氏子が高齢化し、将来が不安である」等々でありました。

右のご要望により、協議員会の議決を得て、昨年度に但馬地区の実態調査を実施し、その報告書も刊行、調査を通じご指摘のあった諸点を改善するべく、神社本庁へ全国神社の問題として採り上げるよう提起していることはご高承の通りであります。

本年は、その第二段として、貴地区正副支部長等のご協議の結果、管内全神社を対象に、神明奉仕の上にご苦労をなさっている諸問題を調査し、神社庁の施策に反映させるべく実施することと致しました。

引き続き、淡路地区や西播地区等の調査も行いたいと考えております。

つきましては、何かとご繁多のところ恐縮ですが、斯界興隆のためにご理解ご協力をお願い致します。

二、調査の方法

支部長を通じ、摂丹地区五三〇全神社に調査用紙をお配りし、そのご回答に基づき問題点を整理し、場合によっては後日庁長以下役職員が御地に赴き実態把握に正確を期す予定でおります。

三、回答の期限

ご多用中恐縮ですが、支部長宛、十月三十日までにご提出ください。

四、その他

（1）調査書のご提出にあたっては、当該神社の①佇まいが伺える全景写真、②本・拝殿正面からの写真、③同側面からの写真、以上三点のカラー写真（サービス版）を裏に必ず神社名を記入し、お添え下さい。

（2）ご不明の点は支部長又は神社庁宛お尋ね下さい。

（20）一方で、新潟県神社庁では、神社実態調査のほかに、平成九年度事業として、県神新庁青少年対策部が主管となって「後継者問題実態調査」が行われている。県内神社の全宮司四三二人を対象に九年八月に実施。有効回答率は七五・二％（三二五人）だった。なお、調査の詳細については『神社新報、平成一〇年九月七日付け〇二面』を参照。

（21）高知県の一町二村における追跡調査は、拙稿「過疎地域と神社――高知県高岡支部旧窪川町・旧大野見村を事例に――」『神道研究集録』第二六輯、平成二四年、二九～五四頁を参照。

（22）実態調査に限らず、設問を用いる調査の場合、設問に関する議論が絶えることはない。例えば、神社本庁教学研究所が、平成九年と同一五年度、同一九年度に刊行している『『神社に関する意識調査』報告書』のうち、とりわけ第二回目（平成一五年）の調査報告書では、一回目と二回目の報告書の比較がなされており、設問項目についての問題点や課題について、設問作成にはさらなる注意と工夫が必要であることが述べられている。詳しくは、報告書の森岡清美「質問項目の種別、サンプルの歪み、おおよその傾向」と奥山倫明「『神社に関する意識調査』設問項目に関する若干の疑問」を参照。